

# 警備の兵士は「写真を撮るな」と言うけれど



ゲート前 (2021.5.30、撮影・今井明)

5月の月例デモは、コロナ感染状況を考慮して、横須賀基地ゲート前でのスタンディングに切り替えた。

そのゲート前で、基地の写真撮影をめぐる警備兵と私たちの間で「論争」があった。

兵士は写真を撮るなどと言い続けたが、途中から「論争」に加わった警備の通訳氏は、「撮るなどは言っていない、撮らないで下さい。あくまでもお願いだ」というスタンスで、兵士と私たちの間に立った。パトカーで駆けつけた横須賀署の警官も、「お願い」路線だった。

で、私たちはこんなふうに言った。「お願いなら理解できます。でも残念ですが、はいわかりましたとは言えません。軍隊が暴走しないように、私たち市民は基地を監視します。ゲート前も同じです。現に今

日、あなた方は、丸腰の市民にライフルまで持ち出してきた。どう見ても過剰警備です。だから、写真撮影は続けます」

この場合の写真撮影は、もちろん基地の外から。

ライフルを持った武装兵士は、途中で基地の中に戻ったが、「論争」はスタンディングが終わるまで続いた。

「重要施設利用規制法」の審議が続いている。重要施設の「機能を阻害する行為」への中止勧告・命令・罰則を定めた法案だが、基地周辺での市民活動も規制の対象ではないかの疑いが強い。この法案も視野に入れて、基地周辺での写真撮影について整理する。



今回、通訳氏も横須賀署の警官も、公道からの基地の写真撮影は規制できず、撮らな

いでください、という「お願い」であることを認めていた。

ゲート前での冷静(?)なやりとりによって、「お願い」が引き出された。まずこのことを確認しよう。

今回、「わかりました。でも撮影はします」と、当方の意思を毅然と、なおかつ誠実に伝えたことが重要だった。けんか腰になるのは最も悪い対応で、「お願い」を冷静に聞くことができるかがポイントだ。

### 警告表示を読む

では法的に見て、基地の写真撮影に規制はあるのか。

米軍基地の周辺は「警告表示」だらけだが、これら警告から、写真撮影の「規制」の実態が見えてくる。

①は横須賀基地に多く掲示

されている警告表示。「無許可の立ち入りは日本の法律による処罰の対象となります」とある。ここでいう「日本の法律」は「地位協定の実施に伴う刑事特別法」だと思われる。

②は京丹後市の米軍経ヶ岬通信所に掲示された警告表示。日本語で、「不法な立ち入りは「刑事特別法第2条」によって罰せられる」とある。この警告板からも、①の「日本の法

律」が「刑事特別法」であると考えると間違いはないだろう。刑特法第2条をみてみよう。

「第2条 正当な理由がないのに、合衆国軍隊が使用する施設又は区域であって入ることを禁じた場所に入り、又は要求を受けてその場所から退去しない者は、1年以下の懲役又は2000円以下の罰金若しくは科料に処する」

刑特法2条が問題としている

のは、「入ることを禁じた場所に入る」こと。したがって、基地監視や基地の写真撮影のために、基地の区域が不明確な場所では、知らないうちに基地に入っていた、ということのないように慎重に行動することを心がけることで、私たちの安全は確保することができるだろう。ゲート前でいえば、意味なくイエローラインを超えないこと。

## 刑特法第6条

写真撮影で気になるのは、刑特法第6条だ。

「第6条 合衆国軍隊の機密(合衆国軍隊についての別表に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画若しくは物件で、公になつていないものをいう。以下同じ。)を、合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、探知し、又は収集した者は、10年以下の懲役に処する」

別表では、「船、航空機、兵器、弾薬その他の軍需品の種類又は数量」や「編制又は装備の現況」の探知、収集も処分の対象とされている。これらはすべて、基地監視と重なる項目だ。

公道や公園等、公の場所からの写真撮影は、決して「不当な方法」ではないので、6条の規定はあっても、写真撮影に問題なしと言えそう。関連する警告板を読んでみよう。

③は沢田さんから送られてきた、米陸軍相模補給廠に掲示されている警告表示。

上段は、米国内法による「立ち入り禁止区域」の指定。下段の「不正入門禁止」なかに、「司令官の許可なくこの施設の写真撮影をすることは禁止」とあ



3

# 警告

## 立ち入り禁止区域

この区域は1950年発行の国内治安法第21項に準じた国防長官からの指導に基づき基地司令官により立ち入り禁止区域に指定されています。

## 不正入門禁止

この区域に立ち入る全ての人員及び車両は検索の対象となります。武器、弾薬、爆発物、及び、その他関連物品の持込は禁止します。基地司令官の許可なくこの施設を写真撮影すること、又は、メモ、図面、地図、図表を作成する行為は禁止します。無許可で撮影した写真やメモ等は没収対象となります。

る。これも、警告表示に書かれている禁止事項は、あくまでも基地の中でのことだ。

沢田さんからは、③以外にも、驚く量の警告表示が送られてきたが、公道からの基地の写

真撮影について言及した警告表示はない。で結論。刑特法6条によっても、公道からの写真撮影を禁じることはできない。

他方、次のような事実も、私

神奈川新聞、1987.1.25

**政治的効果**

**つぶれた中国人社会**

昭和三十一年九月、米海軍横須賀基地出入りの中国人クリーニング業者が、米海軍士官から軍艦名、入港予定日時などを記入した文書を手したり、入港予定日などを聞き出し、見返りにキャバレー、料理店でもてなした、というもの」

谷さんは1957年2月、横濱地裁で懲役8ヶ月、執行猶予2年の判決を受けた。

「不当な方法」はいくらでも拡大解釈される。やはりここは警戒が必要だ。

「重要施設利用規制法案」はもちろん廃案!だが、同じような機能を有する「安保特例法」がすでにあることは知っておいたほうがいい。すでにある問題ありの特例法との向き合い方の「あれこれ」も、知っておいたほうがいいとの思いで、これをまとめた。(6.5、新倉)

(注)「たより」287から引用あり

昭和三十一年九月、米海軍横須賀基地出入りの中国人クリーニング業者が、米海軍士官から軍艦名、入港予定日時などを記入した文書を手したり、入港予定日などを聞き出し、見返りにキャバレー、料理店でもてなした、というもの」

谷さんは1957年2月、横濱地裁で懲役8ヶ月、執行猶予2年の判決を受けた。

「不当な方法」はいくらでも拡大解釈される。やはりここは警戒が必要だ。

「重要施設利用規制法案」はもちろん廃案!だが、同じような機能を有する「安保特例法」がすでにあることは知っておいたほうがいい。すでにある問題ありの特例法との向き合い方の「あれこれ」も、知っておいたほうがいいとの思いで、これをまとめた。(6.5、新倉)

(注)「たより」287から引用あり